

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

千葉県（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）は、千葉市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、市民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれがもつ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（1）乙による甲への主な要請

①甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請

②甲が保有する広報手段による停電情報の発信

（2）甲による乙への主な要請

乙が保有する広報車による広報活動の要請

（停電情報及び道路・河川状況の情報共有）

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、千葉市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

- 4 甲は、千葉市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。
- 5 乙は、千葉市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。
- 6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。
 - (1) 乙が甲に提供する情報
 - ①停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
 - ②知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況
 - ③プレスリリースの内容
 - (2) 甲が乙に提供する情報
 - ①知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況、市民から提供された停電情報
 - ②道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
 - ③住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

(重要施設の優先復旧)

第5条 千葉市内の電力復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙に提供する。

- (1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
 - (2) 指定避難所として開設されている施設
 - (3) 災害対応の中核機能となる市及び区災害対策本部が存在する施設
- 2 乙は、電力復旧計画の策定にあたっては、前項各号に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、甲へ報告の上、双方で調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、千葉市内において停電が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

- 2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、市民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。
- 3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月25日

千葉市中央区千葉港1番1号

甲 千葉市

千葉市長 熊谷 俊人

千葉市中央区富士見2丁目9番5号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

千葉総支社

千葉総支社長 吉田 恵一